

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（8件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 39歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和5年6月、勤務校において、同校生徒にキスをするなどの性的行為を行うなどした。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和4年6月24日、勤務校において、動画撮影状態にしたスマートフォンを、当時同校生徒のスカート内に差し向け、同スカート内の下着等を動画撮影するなどした。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 氏名 谷口 亘たにぐち わたる
- (2) 学校名 東京都北区立飛鳥中学校
- (3) 職名 教諭
- (4) 年齢 35歳
- (5) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和5年6月7日、電車内において、着衣等を下げて立った状態でTシャツをまくり上げ、下半身を露出した。

IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 中学校（区部）
- (2) 職名 教諭
- (3) 年齢 32歳
- (4) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和4年8月24日、ホテルにおいて、勤務校生徒の保護者と性行為を行うなどした。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 29歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和5年4月16日、駅構内の階段において、手のひらで、同階段を上っていた女性のでん部を着衣の上から触った。

※ 被処分者は、事故後に退職願を提出しており、本件処分の発令に併せて、被処分者の辞職を承認した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 41歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和4年6月に、マンションの駐輪場において、住人が所有している自転車を右足で蹴り、同自転車を損壊した。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 32歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和5年5月16日、勤務校廊下において、同校第2学年男子生徒に危険な行為をやめるよう指導した際、同生徒を窓際の棚の上に押し付け、同生徒の頭部を窓から外に出した状態で、落ちたいかと言い、生徒に恐怖感を与えるなどした。

VIII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 47歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和5年12月6日

4 処分理由

令和4年2月末頃の日から同年12月13日までの間に、勤務校事務室において、物品購入代金の支払に係る手続を怠り、同代金の支払が遅滞する事態を招くとともに、銀行において、同代金として34,936円を、所持金で立て替えて支払った。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

